平成２４年（フ）第７９８０号
東京都江東区南砂７丁目２－６－802
破産者　飯嶋まり子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９８１号
東京都江東区南砂７丁目２－６－802
破産者　飯嶋るり子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９８３号
東京都目黒区青葉台１丁目23－５－101　第30宮庭マンション
破産者　玉川　葉子（旧姓田澤）
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０６０号
東京都東村山市多摩湖町１丁目27－13
破産者　山浦　玉江（旧姓藤倉）
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０７１号
東京都目黒区目黒本町５丁目29－３－103
破産者　宮川　賢二
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２１５号
千葉県香取市八日市場1082－３
破産者　畠山　美佳
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２３２号
東京都足立区六木４丁目５－22
破産者　北條　　繁
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２６２号
神奈川県相模原市緑区相原６－１－３－105、住民票上の住所東京都日野市多摩平１丁目９－４　第２富士マンションＡ－208
破産者　溝尾　義明
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１４４号
東京都国分寺市東元町２丁目15番５号
破産者　株式会社アップトゥーデイト・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２９５号
千葉県千葉市中央区祐光１丁目25番15号
破産者　大富株式会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１８２号
東京都大田区南六郷２丁目９番１号
破産者　株式会社エーワン
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４４６号
東京都港区赤坂９丁目１番７－801号
破産者　株式会社柴田電気工事
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９８号
東京都江戸川区松江７丁目18－19　日立荘
破産者　村田　勝年
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７９２号
神奈川県足柄上郡大井町山田1136
破産者　川口　修司
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３２２号
埼玉県川口市大字安行藤八280番地１
破産者　有限会社エイチアイコーポレーション
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３２３号
埼玉県川口市大字石神476
破産者　土屋　博明
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７３７号
東京都文京区本駒込４丁目37－７－704
破産者　大久保一彦
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１７７号
東京都北区西ケ原２丁目34番14－202号
破産者　株式会社増田商店
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１９６号
東京都渋谷区神宮前２丁目４番20号
破産者　株式会社ＧＯＤＶＩＳＩＯＮＳ
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５７号
東京都渋谷区千駄ケ谷４－28－６　石塚ビル202号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目21番４号　セーラー第３ビル２階
破産者　株式会社プラン
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０３６号
東京都豊島区要町３丁目12番７号
破産者　有限会社共栄商会
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０３７号
埼玉県狭山市大字東三ツ木372－１
破産者　岩間　孝夫
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部